

# 株式会社東京商品取引所の中部エリア電力先物の追加上場に伴う 「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

## I. 改正趣旨

株式会社東京商品取引所における中部エリア電力先物の追加上場に伴い、当該取引の清算を行うため、商品取引債務引受業に関する業務方法書等について所要の改正を行う。

## II. 改正概要

(備 考)

### (1) 中部エリア電力年度物取引のカスケーディング等

- ・中部エリア電力年度物取引のカスケーディング及び日中取引証拠金所要額の計算方法を定めるため、エリアごとの表記を整理する。

- ・商品取引債務引受業に関する業務方法書第54条の2及び商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則第24条

### (2) 手数料

- ・中部エリア電力先物取引の清算手数料について定める。(他エリアと同額)
  - ベースロード（取引／最終決済）：73円／219円
  - 日中ロード（取引／最終決済）：24円／72円
  - 年度物（取引）：ベースロード876円／日中ロード288円

- ・商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表

## III. 施行日

1. 2026年4月13日から施行する。

2. 前1. にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

以 上

東京商品取引所の中部エリア電力先物の追加上場に伴う  
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

目次

(ページ)

- |   |                                    |   |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表       | 1 |
| 2 | 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表 | 2 |
| 3 | 商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表    | 4 |

商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(電力年度物取引に係る建玉のカスケーディング)</p> <p>第54条の2 当社は、指定市場開設者が電力年度物取引（指定市場開設者が定める<u>年度ベースロード電力及び年度日中ロード電力</u>を対象とする現金決済先物取引をいう。以下この条、第58条及び第61条において同じ。）の建玉についてカスケーディング（指定市場開設者が定めるカスケーディングをいう。以下第58条及び第61条において同じ。）を行った場合には、当該建玉を当該指定市場開設者が定めるとおり取扱うこととする。</p>	<p>(電力年度物取引に係る建玉のカスケーディング)</p> <p>第54条の2 当社は、指定市場開設者が電力年度物取引（指定市場開設者が定める<u>東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力</u>を対象とする現金決済先物取引をいう。以下この条、第58条及び第61条において同じ。）の建玉についてカスケーディング（指定市場開設者が定めるカスケーディングをいう。以下第58条及び第61条において同じ。）を行った場合には、当該建玉を当該指定市場開設者が定めるとおり取扱うこととする。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。</p>	

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(日中取引証拠金所要額)	(日中取引証拠金所要額)
第24条 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座（同第53条第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第27条、第29条、第30条及び第32条において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第12条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。	第24条 日中取引証拠金所要額は、日中リスク再計算額に日中先物取引差金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額に、商品取引債務引受業に関する業務方法書第53条及び同第54条に規定する区分口座（同第53条第1号に規定する区分口座を除く。以下この条、第27条、第29条、第30条及び第32条において同じ。）ごとの担保超過リスク額を合計した額及び第12条の2第1項に定める事前割増額を加えた額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 日中先物取引差金相当額	(2) 日中先物取引差金相当額
先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。 a (略) b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段又は帳入数値（以下「帳入値段等」という。）と日中帳入値段等との差（電力年度物取引（指定市場開設者が定める <u>年度ベースロード電力及び年度日中ロード電力</u> の取引をいう。以下この条及び第27条において同じ。）において、電力年度物取引の取引対象となる年度の前年度の3月末日の2営業日前の取引日における商品取引債務引受業に関する業務方法書第54条の2に規定するカスケーディングによって取り扱う各取引の建玉にあっては、その直前の取引日における電力年度物取引の帳入値段と当該取引日における当該各取引のそれぞれの日中帳入値段との差）に相当する額	先物取引について、次のa及びbに定める額を合計した額とする。 a (略) b 前取引日の自己の計算による建玉について、前取引日の帳入値段又は帳入数値（以下「帳入値段等」という。）と日中帳入値段等との差（電力年度物取引（指定市場開設者が定める <u>東エリア・年度ベースロード電力、東エリア・年度日中ロード電力、西エリア・年度ベースロード電力及び西エリア・年度日中ロード電力</u> の取引をいう。以下この条及び第27条において同じ。）において、電力年度物取引の取引対象となる年度の前年度の3月末日の2営業日前の取引日における商品取引債務引受業に関する業務方法書第54条の2に規定するカスケーディングによって取り扱う各取引の建玉にあっては、その直前の取引日における電力年度物取引の帳入値段と当該取引日における当該各取引のそれぞれの日中帳入値段との差）に相当する額
(3) (略)	(3) (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、前項に定める日から3か月以内の日で、当社が定める日から施行する。

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率			別表 清算手数料の算出の基準及び清算手数料率		
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。			商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条各号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。		
清算対象取引 の区分	算出 の基 準	清算手数料率	清算対象取引 の区分	算出 の基 準	清算手数料率
(略)			(略)		
商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第2号に掲げる現金決済先物取引	ベースロード電力先物取引 (注1)	(略)	商品取引債務引受業に関する業務方法書第2条第2号に掲げる現金決済先物取引	東エリア・ ベースロード電力先物取引、西エリア・ベースロード電力先物取引 (注1)	(略)
	日中ロード電力先物取引 (注1)	(略)		東エリア・ 日中ロード電力先物取引、西エリア・日中ロード電力先物取引 (注1)	(略)
	週間ベースロード電力先物取引 (注1)	(略)		東エリア・ 週間ベースロード電力先物取引、西エリア・ 週間ベースロード電力先物取引 (注1)	(略)

	週間日中ロード電力先物取引 (注1)	(略)		<u>東エリア・</u> <u>週間日中ロード電力先物取引、西</u> <u>エリア・週</u> 間日中ロード電力先物取引 (注1)	(略)
	年度ベースロード電力先物取引 (注1)	(略)		<u>東エリア・</u> <u>年度ベース</u> <u>ロード電力</u> <u>先物取引、</u> <u>西エリア・</u> 年度ベース ロード電力 先物取引 (注1)	(略)
	年度日中ロード電力先物取引 (注1)	(略)		<u>東エリア・</u> <u>年度日中ロード電力先</u> <u>物取引、西</u> <u>エリア・年</u> 度日中ロード電力先物 取引 (注1)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

(注1) ~ (注3) (略)

(注1) ~ (注3) (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和8年4月13日以後の当社が定める日から施行する。